

社会福祉法人△△会特別養護老人ホーム○○荘〔指定介護老人福祉施設〕運営規程
(参考例)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人△△会が開設する特別養護老人ホーム○○荘〔指定介護老人福祉施設〕(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の従業者は、要介護者に対し、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等の適切なサービスの提供を行う。

2 施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

3 施設の運営に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し地域や家庭との結びつきを重視するとともに、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス、福祉サービスの提供主体との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 社会福祉法人△△会特別養護老人ホーム○○荘
- 二 所在地 ○○市・・・・・・・・・・・・・・・・

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤)

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 二 医師 1名(非常勤)

医師は、入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。

- 三 生活相談員 1名(常勤)

支援相談員は、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- 四 看護職員 常勤換算5名(常勤4名、非常勤2名)

看護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。

五 介護職員 常勤換算 25名（常勤 21名、非常勤 8名）

介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。

六 栄養士 1名（常勤）

栄養士は、必要な栄養管理を行う。

七 機能訓練指導員 1名（常勤、看護職員兼務）

機能訓練指導員は、機能訓練の提供に当たる。

八 介護支援専門員 1名（常勤）

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務に当たる。

九 調理員 〇名（常勤）

調理員は、必要な調理を行う。

十 事務員 〇名（常勤）

事務員は、必要な事務を行う。

（入所者の定員）

第5条 利用定員は〇〇名とする。（ユニットの数及びユニットごとの利用定員）

ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

（入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 指定介護福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

一 入浴、排せつ、食事等の介護

二 機能訓練

三 相談及び援助

四 社会生活上の便宜の供与等

五 健康管理

六 食事、その他のサービス

2 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額及び食費の負担額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料額の1割と食費の負担額とする。

3 前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 入所者の希望により、特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

二 入所者の希望により、特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

三 理美容代

四 その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(利用料その他の費用の額)

- 第7条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。
- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
- 一 次条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用として、実施地域を越えた地点から1キロメートルごとに〇〇円。
 - 二 滞在に要する費用として、別紙のとおり。
 - 三 食事の提供に要する費用として、別紙のとおり。
 - 四 理美容代として、〇〇円。
 - 五 その他指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 事業者は本条2項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するものとし、利用者又は身元保証人に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 8条 入所者が指定介護老人福祉施設サービスの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。
- 一 入院患者は施設の規律を守り、喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 二 入所者は施設の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
 - 三 入所者は火気の取扱いに注意しなければならない。
 - 四 入所者は施設の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(非常災害対策)

- 第9条 施設は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。
- 一 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
 - 二 消防設備、施設等の点検及び整備
 - 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督

四 その他防火管理上必要な業務

(事故発生時の対応)

第10条 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。また事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

2 施設は、サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、施設の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。

(身体拘束の制限)

第11条 従業者は、指定介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

なお、当該記録は主治医が診療録に行わなければならないものとする。

(個人情報の保護)

第12条 施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後〇か月以内

二 継続研修 年〇回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人△△会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。